

障害がある人の社会参加を応援します

## 自動車運転免許取得・ 自動車改造費用を助成します



障害がある人が住み慣れた地域社会の中で自立し、社会参加できるように、自動車運転免許取得・自動車改造費用を助成しています。助成を受けるためには事前の申請が必要です。詳しくは福祉事務所へお問い合わせください。

### 自動車運転免許取得

【対象者】香南市に居住する18歳以上で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

【助成額】対象経費の2/3以内  
(限度額100,000円)

■申請には自動車教習所の見積書を添付してください

■免許取得に関することは、自動車教習所にお問い合わせください



### 自動車改造(運転補助装置)

対象となる装置の一例…

▶**手動運転装置**(両下肢障害などに対応する、腕でペダル操作をする装置)

▶**左アクセル装置**(右足に障害があり、左足でアクセルペダルを操作する装置)

【対象者】香南市に居住し、身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上で、自らが所有し、運転する自動車の操向装置などの改造を必要とする方

【助成額】対象経費の額(限度額100,000円)

■申請には改造を行う業者の見積書を添付してください

共に生き  
共に支え合う  
まちづくりを  
目指して

## 障害医療費受給者証の更新のお知らせ

現在この制度を受けられている方で有効期限が平成28年3月31日(※)となっている方は、3月上旬までに新しい受給者証を郵送します。更新の手続きは必要ありません。

ただし、交付日以降、右表の項目が変更になっている方は福祉事務所への届け出が必要です。未届けの場合は新しい受給者証が送付できない場合があります。受給者証(証の色:水色・黄色)をご確認ください。

送付できない場合があります。受給者証(証の色:水色・黄色)をご確認ください。

受給者証▶



| こんなとき                 | 持参するもの   |
|-----------------------|--|
| 健康保険証が変更になったとき        | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害医療費受給者証</li> <li>身体障害者手帳または療育手帳・健康保険証</li> </ul>            |
| 身体障害者手帳・療育手帳が変更になったとき | <ul style="list-style-type: none"> <li>認め印</li> <li>マイナンバーカードまたは通知カードなど個人番号(マイナンバー)がわかるもの</li> </ul> |
| 住所・氏名が変わったとき          |  |

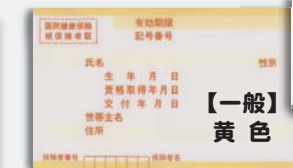
※有効期限が平成28年6月30日となっている方は、所得の確認をするため年1回の更新の手続きが必要です。5月ごろ通知します。その他、18歳、65歳、75歳の誕生日や、手帳の更新に合わせた有効期限の方には個別に案内通知をします

## 平成28年度被保険者証を郵送します

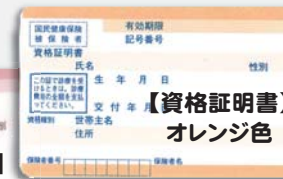
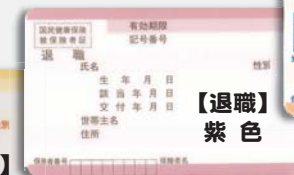
世帯主宛に世帯全員分の被保険者証を郵送します。封筒の中で重なっている場合がありますので、よく確認してください。

3月  
中旬~下旬

次のいずれかが入っています



▶保険証は台紙からはがしてお使いください



有効期限が過ぎた古い被保険者証は、はさみで切るなどしてご自身で破棄してください。

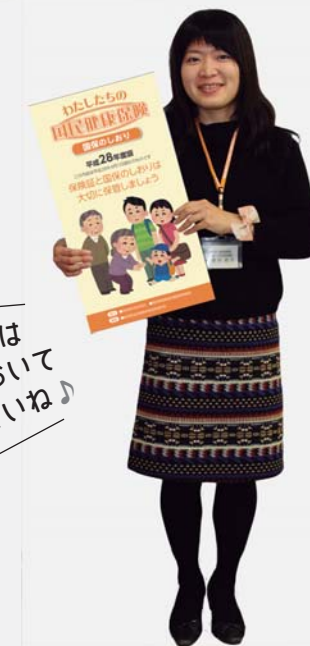
国保のしおりを同封しています

国保のしおりは、国保制度について分かりやすく記載されている小冊子です。1年間なくさないように大切に保管しておきましょう。

内容は…

- 加入と脱退
- 高額医療費制度
- ジェネリック医薬品
- 一部負担金の減免制度
- 特定健診、特定保健指導
- その他、国保に関すること

国保のしおりはよく読んでおいてくださいね♪



市民保険課 ☎57-8506

だより 国保

## 入院中の食事代が変わります

国の医療保険制度改革に伴い、国保・後期高齢者医療制度加入者の食事代が段階的に改定されます。

4月1日から

### ▼1回の食事代

| 区分            | 3月31日まで             | 4月1日から | 平成30年度から |
|---------------|---------------------|--------|----------|
| 一般(住民税課税世帯の方) | 260円                | 360円   | 460円     |
| 住民税非課税世帯の方    | 90日までの入院            | 210円   | 従来どおり    |
|               | 90日を超える入院 ※1        | 160円   |          |
|               | 70歳以上の方で区分1の世帯の方 ※2 | 100円   |          |

※1 入院日数が90日を超えた場合、長期入院該当の申請が必要です

※2 世帯全員が非課税かつ、一定所得以下の方



詳しくは市民保険課までお問い合わせください。

区分が一般の方でも、下記のいずれかに該当する場合は260円のままです

- 指定難病患者
- 小児慢性特定疾病児童
- 平成27年4月1日以前から平成28年4月1日まで継続して精神病院に入院している患者(退院するまでの期間)

